

小学校連合文化学芸行事及び中学校連合文化祭の児童生徒の交通費に係る負担金の支出に関する要綱

〔 4 川教指第 2 5 6 号
市 長 決 裁 〕

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、小学校連合文化学芸行事及び中学校連合文化祭（以下「連合文化行事等」という。）の児童生徒の交通費に係る本市の負担について必要な事項を定めるものとする。

(負担金)

第 2 条 市は、連合文化行事等において、児童生徒の交通費が生じたときは、交通費に相当する額（以下「負担金」という。）を負担するものとする。

2 負担金の支出を受けることができる者は、川崎市立小学校又は中学校に在籍する児童生徒で、連合文化行事等に参加したものとする。

3 負担金の額は、当該学校から連合文化行事等の会場までの往復の交通運賃とし、当該運賃は、最も合理的かつ経済的な順路で計算した額とする。

(負担金の支出方法)

第 3 条 校長は、その児童生徒が連合文化行事等に参加することにより当該児童生徒に交通費が生じる場合は、その人数、交通費その他必要な事項を連合文化行事等児童生徒参加申請書により市長に申請するものとする。

2 負担金の支出は、前項の規定による申請を受けた後に、児童生徒が在学する学校の校長を通じて行うものとする。

(委任)

第 4 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育次長が別に定める。

附 則（令和 4 年 6 月 2 0 日。4 川教指第 2 5 6 号）

この要綱は、令和 4 年 6 月 2 0 日から施行する。